

山武市

(令和2年5月1日)

緊急事態宣言期間延長に係る「市内学校の臨時休業の延長」及び
「市の施設の臨時休館」について

お世話になっております。
標記の件について別紙のとおりお知らせいたします。
ご確認をよろしくお願いいたします。

【この件に関するお問合せ】

山武市教育委員会
学校教育課

0475-80-1440

スポーツ振興課

0475-80-1461

令和2年5月1日

報道機関 各位

緊急事態宣言期間延長に係る「市内小中学校の臨時休業の延長」及び
「市の施設の臨時休館」について

日頃より、山武市教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、緊急事態宣言の期間延長に伴い、以下のとおり、市内小中学校の臨時休業を延長することとします。

また、市の施設についても、以下の対応となりますので、連絡します。

<学校の対応>

- (1) 臨時休業期間は、5月11日（月）から5月31日（日）までとします。
※山武郡市内小中学校は同様の対応となります。
※5月7日（木）、8日（金）も臨時休業となっています。
- (2) 期間中は、各小中学校で登校日を設定し、これまでの臨時休業中の課題等回収やこれからの課題等配付、健康観察・相談等を行います。
※日時・方法等の詳細については、各学校からメール配信等で連絡します。
- (3) 小学校の児童の預かりについて
臨時休業中にご家庭で見ることが困難な場合は、低学年（1～3年生）等を対象に8：00～14：30に学校で対応します。
※学童クラブにつきましては、通常通り行います。

<市の施設>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市役所・出張所を除く市の施設の休館、および野外施設の利用中止を緊急事態宣言の延長を踏まえ、5月31日（日）まで、延長します。

担当

山武市教育委員会 学校教育課

電話 0475-80-1440

山武市教育委員会スポーツ振興課

電話 0475-80-1461